

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、および同項の規定を実施するため、漁業法第57条第1項の農林水産省令で定める小型機船底びき網漁業につき、福井県漁業調整規則第11条第1項各号に掲げる事項に関する制限措置を次のように定める。

1 許可または起業の認可をすべき船舶等の数および船舶の総トン数または漁業者の数その他の制限措置

漁業種類	漁業種類の名称	許可または起業の認可をすべき船舶等の数	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	操業区域	漁業時期	漁業を営む者の資格	
小型機船底びき網漁業（手繰第1種漁業）	機船底びき網漁業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	こうなご船びき網漁業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	いか巣びき網漁業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
小型機船底びき網漁業（手繰第2種漁業）	なまここぎ網漁業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	えびこぎ網漁業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	自家用え取網漁業	(略)	8トン以下の範囲において許可証に記載されている船舶の総トン数	許可証に記載されている推進機関の馬力数	(略)	(略)	(略)	(略)
		(略)			(略)	(略)	(略)	
		(略)			(略)	(略)	(略)	
		(略)			(略)	(略)	(略)	
		(略)			(略)	(略)	(略)	
(略)	1（許可または起業の認可を受けている船舶の数：6隻）	大飯郡鋸崎突端と小浜市松ヶ崎突端とを結ぶ線と陸岸によって囲まれた小浜湾の海域 ただし、5月1日から5月31日までは、小浜市蒼島南端と同市津崎突端の見透線以南の津崎以西の海域を除く。	①1月1日から3月31日まで ②5月1日から5月31日まで ③11月20日から12月31日まで	おおい町および小浜市のうち、小浜地域、西津地域および内外海地域（甲ヶ崎、仏谷、堅海、若狭の地区に限る） 高浜町和田地域に住所を置く者 ただし、えびこぎ網漁業の許可を併有する者に限る				
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)			
小型機船底びき網漁業（手繰第3種漁業）	なまこけた網漁業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	貝けた網漁業	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	